

20 寄附行為改正に関する申請（昭和九年三月）

（欄外注記1）

案起 昭和九年三月廿六日

学務課主任（森田印）

知事 学務部長

学務課長（篠山印）（丸山印）

一、中央大学寄附行為変更ノ件

昭和九年三月廿三日東專九五号認可

（欄外注記2）

右指令第四式經由印ヲ押捺シ申請人へ

送付可然哉

東專九五号

中央大学

昭和九年二月二十日申請寄附行為中変更ノ件認可ス

昭和九年三月二十三日

文部大臣子爵 齊藤 実

(欄外注記1)

「收受戊学第一五二二・一六四四号」「判決三月二十七日」

「施行三月二十八日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記1)

起案 昭和九年三月七日

知事 学務部長 (中島印)

戊学第一五二二号

年月日

知事

割印

文部大臣宛

寄附行為変更ノ件進達

管内東京市神田区錦町中央大学理事原嘉道ヨリ寄附行為変更ニ

関シ別紙ノ通申請有之候条可然御詮議相成候様致度候

尚御参考迄ニ理事監事届添付候

備考

改正要点

一、事務所ノ移転ニ伴フ第三条ノ改正。

一、評議員構成規定ノ挿入 第十条ノ二。

一、其他。

進達願

(欄外注記2)

本学寄附行為中改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被成下度此段及御願候也

昭和九年二月二十日

中央大学理事学長 原嘉道印

東京府知事 香坂昌康殿

寄附行為中改正認可申請書

(欄外注記3)

本大学寄附行為中別紙ノ通り改正致度候ニツキ御認可被成下度此段及申請候也

昭和九年二月二十日

中央大学理事学長 原嘉道印

文部大臣 鳩山一郎殿

寄附行為中改正理由

本学寄附行為中 第三条ノ財団法人事務所移転セルヲ以テ之ヲ改ム

第十条ノ二、三、四ヲ設ケタルハ従来ノ第十条第二項中補欠選舉ニ関スル規定ハ広汎ニ失スルヲ以テ右各条ヲ設ケ評議員ノ資格及任期ニ関スル細則ヲ設ケタルノ必要ヲ認メタルニ依ルモノナリ

理事会決議録抄本

昭和九年二月十四日午後四時ヨリ本大学ニ於テ理事監事会ヲ開催ス

出席者

学長理事 原 嘉道

常任理事 河野秀男 片山義勝 高窪喜八郎

理事 土方 寧 林頼三郎 卜部喜太郎

監事 田中文蔵 山田三郎 二神 駿吉

事務部長 赤松治郎陪席

提案事項

一 寄附行為中改正之件

右提案ヲ認メ満場一致可決ス

昭和九年二月十四日

決議録署名者

河野秀男[㊟]

右決議録原本ニ相違無之候也

昭和九年二月二十六日

中央大学理事学長 原 嘉道[㊟]

評議會決議録抄本

昭和九年二月二十一日午後五時ヨリ麴町区丸ノ内常盤屋ニ於テ中央大学評議會ヲ開キ左記事業報告、学則改正之件、寄附行為中改正之件、昭和九年度予算之件ヲ議題トシ凡テ原案ニ決シ同六時半散会セリ

当日出席者ハ評議員六十六名中左ノ六十名ナリ

伊藤秀雄 飯田延太郎 磯谷幸次郎 石原毛登馬 馬場愿治

馬場鉄一 鳩山秀夫 原嘉道 林頼三郎 浜田国松 西川一男

堀江専一郎 穂積重遠 堀竹雄 富田勇太郎 大田黒英記 太

田資時 小野瀬不二人 小倉敬止 大岩勇夫 河野秀男 片山

義勝 川上清 吉田久 吉益俊次 田中隆三 田中文蔵 武田

明 高窪喜八郎 中橋徳五郎 中村啓次郎 中山佐市 村田不

二三 植村俊平 卜部喜太郎 倉富勇三郎 山田三郎 前田米

蔵 前田直之助 松本丞治 牧野菊之助 二上兵治 二神駿吉

永瀧久吉 有賀光豊 青木信光 新井要太郎 天野徳也 喜多

孝治 木下謙治郎 三浦大五郎 美濃部達吉 宮岡恒次郎 三

浦義道 塩谷恒太郎 白川朋吉 土方寧 元田肇 森本邦治郎

須賀喜三郎ニシテ欠席者ハ

池原鹿之助 池田寅二郎 若尾璋八 青山衆司 佐竹三吾^(五)

氏ナリ

第一 事業報告

中 略

会長原嘉道左ノ提案ヲ為ス

第二 学則改正之件

中 略

第三 (朱總) 寄附行為中改正之件

寄附行為中ニ規定セラレタル事項中ノ一部改正ノ議起リ数回審議ノ結果漸ク成案ヲ得理事会ノ議決ヲ得マシタ改正条項ヲ差上テアリマスカ御一覽ノ上御承認アラン事ヲ願ヒマス

第四 昭和九年度予算之件

中略

右提案ヲ認メ満場一致可決ス

昭和九年二月二十二日

決議録署名者

天野徳也^④

右決議録原本ニ相違無之候也

昭和九年二月二十六日

中央大学理事学長原 嘉道^④

寄附行為中改正案

第三条中「錦町二丁目二番地」トアルヲ「駿河台三丁目九番地ノ四」ト改ム

第十条 本財団ニ評議会ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十条ノ二 左ニ掲クル者ヲ評議員トス

一、第十八条ニ定メラレタル者及従来補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者

二、将来評議会ニテ選挙セラレタル者

三、学部長、専門部代表者、予科長及事務部長ノ職ニ就キ在任スル者

第十条ノ三 前項第二号ノ選挙ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス

前項ノ選挙ニ依ル評議員ノ任期ハ三年トス

但理事監事在任者ハ其任期ノ滿了ニ至ルマテ延長ス

第十条ノ四 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ評議員ヲ解任スルコトヲ得

財団法人中央大学寄附行為

第一条 本財団法人ハ法律、政治、経済、商業ニ関スル専門ノ

学術及予備ノ学術ヲ教授スル大学並之ニ附属スル学校ヲ経営スルヲ以テ目的トス

第二条 本財団法人ハ之ヲ中央大学ト称ス

第三条 本財団法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区錦町二丁目二番地^(朱書)ニ置ク

第四条 本財団法人ノ資産ハ寄附行為者ノ寄附其他将来ノ寄附ニ係ル財産トス 寄附行為者ノ寄附ニ係ル財産ハ別紙目錄ニ之ヲ掲ク

本財団法人ノ経費ハ資産ヨリ生スル収入、学生ノ入学金及授業料並臨時ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第五条 本財団法人ニ学長ヲ置キ理事中ヨリ之ヲ互選ス

第六条 本財団法人ニ理事及監事若干名ヲ置キ評議員中ヨリ之ヲ選任ス

第七条 理事ハ評議会ノ決議ニ従ヒ法人ノ事務ヲ執行ス

第八条 理事監事ノ員数及任免ハ評議会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム 但シ理事監事ノ員数及解任ニ関スル決議ニハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九条 理事監事ノ任期ハ三年トス 但シ補欠ノ為選任セラレ

タル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十条 本財団法人ニ評議會ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之

ヲ組織ス

(抹消)

〔評議員ノ補欠〕〔第十条ノ三 前項第二号ノ〕 選挙ハ評議員

三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス

(朱書)

〔第十条ノ四〕

〔(下札2)〕

已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意

ヲ以テ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第十一条 評議會ハ学長ヲ以テ其会長トス但シ会長故障アルト

キハ他ノ理事之ニ代ハル

第十二条 評議會ノ通常決議ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ

決シ可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表決

ヲ為スコトヲ得

第十四条 本財団法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議會ノ決議ヲ以

テ之ヲ定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議會ノ承認ヲ經ヘシ

第十五条 本財団法人ノ処務規定及会計規定ハ評議會ノ決議ヲ

以テ之ヲ定ム 本財団法人ノ経営スル学校ノ学則ニ付亦同シ

附 則

第十六条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同意

ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第十七条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ岡野敬次郎 馬

場憲治 馬場鉄一 監事ハ花井卓蔵トシ其任期ハ大正十年二

月末日迄トス

第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ

伊藤悌治 石山弥平 馬場憲治 原嘉道 花井卓蔵 男爵穂

積陳重 岡野敬次郎 金井延 中橋徳五郎 植村俊平 卜部

喜太郎 久米良作 増島六一郎 松本丞治 藤田隆三郎 江

木衷 永滝久吉 佐藤正之 三宅碩夫 美濃部達吉 土方寧

元田肇 森本邦治郎 塩谷恒太郎 田中隆三 岸清一 宮岡

恒次郎 太田資時 岡松参太郎 立作太郎 青山衆司 磯谷

幸次郎 池田寅次郎 片山義勝 二上兵治 桑田熊蔵 西川

一男 馬場鉄一 須賀喜三郎 牧野菊之助 鳩山秀夫 富田

勇太郎 穂積重遠 伊藤秀雄 渡辺勘十郎 小松林蔵 荒井

操 柵瀬軍之佐 稲田周之助 井上八重吉 大場茂馬 小倉

敬止 中山佐市 中村啓次郎 指田義雄 佐藤博愛 執行軌

正 石原毛登馬 浜田国松 大田黒英記 田中文蔵 武田明

三浦大五郎 木下謙次郎 若尾璋八 横田千之助 小野瀬不

二人 川久保源治 新井要太郎 高野金重 林頼三郎 河野

秀男 山田三郎 加瀬禮逸 池原鹿之助 飯田延太郎 堀江

専一郎 前田米蔵 坂本弥一郎

進 達 願

(欄外注記4)

本大学理事監事名並住所届別冊主務省ニ御進達被成下度此段及
御願候也

昭和九年三月二日

中央大学理事学長 原 嘉道 印

東京府知事 香坂昌康殿

理事監事名並住所届

本大学理事監事名並住所別紙ノ通りニ候此段及御届候也

(欄外注記5)

昭和九年三月二日

中央大学理事学長 原 嘉道 印

文部大臣 鳩山一郎殿

名称 中央大学

事務所 東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

理事監事左者ハ昭和八年二月二十八日重任ス

東京市麴町区富士見町一丁目二ノ六

枢密顧問官 法学博士 原 嘉道

東京市麴町区三番町六ノ一七

貴族院議員 法学博士 土方 寧

東京市牛込区南町一三

検事総長 法学博士 林頼三郎

東京市豊島区目白町四ノ六三

会計検査院長 河野秀男

東京市渋谷区千駄ヶ谷町一ノ五六二

弁護士 法学博士 片山義勝

東京市赤坂区青山南町五ノ八

弁護士 法学博士 高窪喜八郎

東京市神田区台所町三

弁護士

東京市渋谷区羽沢町六六

卜部喜太郎

監事 三井物産会社取締役 田中文蔵

東京市品川区北品川三ノ三一八

海軍省法務局長 山田三郎

東京市牛込区矢来町四一

大日本人造肥料会社専務取締役 二神駿吉

登記簿抄本

登記第参六式号

一、名称 中央大学

一、事務所 東京市神田区駿河台参丁目九番地ノ四

全理事ノ氏名

原 嘉道

土方 寧 林 頼三郎

河野 秀男 片山 義勝

高窪喜八郎 卜部喜太郎

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認証ス

昭和九年参月六日

東京区裁判所

裁判所書記 加々美乙太郎 印

登記簿抄本

登記第参六式号

一、名称 中央大学

一、事務所 東京市神田区駿河台参丁目九番地ノ四

理事ノ氏名

原 嘉道

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
証ス

昭和九年参月式日

東京区裁判所



裁判所書記 加々美乙太郎印

(下札1)

「第十条ノ二 左ニ掲クル者ヲ評議員トス

一、第十八条ニ定メラレタル者及従来補欠選挙ニ依リ選任セ
ラレタル者

二、将来評議会ニテ選挙セラレタル者

三、学部長専門部代表者予科長及事務部長ノ職ニ就キ在任ス
ル者」

(下札2)

「前項ノ選挙ニ依ル評議員ノ任期ハ三年トス但理事監事在任者ハ
其任期ノ満了ニ至ルマテ延長ス」

(欄外注記1)

「収受戊学第一五二二・一六四四号」「判決三月十日」「施行三月
十二日」

(欄外注記2)

「東京府収受・昭和九年二月二十七日・戊学第一五二二号」「東
京府収受・昭和九年三月二日」

(欄外注記3)

「東京府収受・昭和九年二月二十七日」

(欄外注記4)

「東京府収受・昭和九年三月二日・戊学第一六四四号」

(欄外注記5)

「東京府収受・昭和九年三月二日」

〔昭和九年 学務課 教育法人第一種冊の二十
317 F 2〕